

厚木市納税貯蓄組合の設立等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、納税貯蓄組合(以下「組合」という。)の設立、異動及び解散の届出その他必要な事項を定めるものとする。

(組合の範囲)

第2条 組合は、市県民税(特別徴収される者を除く。)及び固定資産税の納税義務者並びに納税啓発等の協力者を有する10人以上の組合員をもって組織するものとする。

(設立届等)

第3条 組合を設立したときは、組合の代表者(以下「代表者」という。)は、納税貯蓄組合設立届(第1号様式)に次の書類を添えて市長に届け出るものとする。

(1) 組合規約

(2) 組合員名簿

(3) 役員名簿

2 代表者は、役員又は組合員に異動が生じたときは、速やかに納税貯蓄組合異動届(第2号様式)により市長に届け出るものとする。

3 代表者は、組合を解散したときは、速やかに納税貯蓄組合解散届(第3号様式)により市長に届け出るものとする。

(指導等)

第4条 市長は、必要と認めるときは、組合の運営等について指導し、又は助言するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

納税貯蓄組合設立届

年 月 日

(あて先) 厚木市長

組合名

代表者氏名

印

納税貯蓄組合法第 2 条第 1 項の規定による納税貯蓄組合を設立しましたので、同法施行令第 1 条及び厚木市納税貯蓄組合の設立等に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて提出いたします。

組合所在地		電話	
組 合 名			
代表者 (組合長) 氏名			

(注)

- 1 4部作成し、3部を提出する。(1部は、組合の控えとする。)
- 2 添付書類は、組合規約、組合員名簿及び役員名簿とする。
- 3 提出された関係書類は、市を經由して厚木税務署及び厚木県税事務所に提出する。

納税貯蓄組合異動届

年 月 日

(あて先) 厚木市長

(厚木税務署長)

(厚木県税事務所長)

組合名

代表者氏名

印

次のとおり、組合員の異動がありましたので提出します。

(組合役員変更)

役職名	氏名(フリガナ)	住 所	職 業	電 話

(組合加入者)

納税義務者名等(フリガナ)	住 所	備 考

(組合脱退者)

納税義務者名等(フリガナ)	住 所	備 考

納税貯蓄組合解散届

年 月 日

(あて先) 厚木市長

組合名

代表者氏名

印

当組合は、 年 月 日解散いたしましたので、納税貯蓄組合法第 13 条、同法施行令第 5 条及び厚木市納税貯蓄組合の設立等に関する要綱第 3 条第 3 項の規定に基づき提出いたします。

(注)

1 4 部作成し、3 部を提出する。(1 部は、組合の控えとする。)